

## 長野市ふぐ取扱指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ふぐによる食中毒の発生を防止するため、販売の用に供する目的での丸ふぐの調理又は加工（以下「ふぐ営業」という。）に係る衛生の確保について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 丸ふぐ 除毒前のふぐをいう。
- (2) みがきふぐ 除毒後のふぐをいう。
- (3) ふぐ処理者 ふぐ営業に従事する者であつて、長野県知事（以下「知事」という。）が行う認定試験に合格したもの又はこれと同等以上の能力を有すると知事が認めたものをいう。
- (4) ふぐ販売者 丸ふぐを販売する者をいう。
- (5) ふぐ処理所 ふぐ営業を営む施設内において、ふぐを調理し、又は加工する場所をいう。

(販売の禁止)

第3 ふぐは、完全に除毒したものでなければ、食品として販売してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 別表第1及び別表第1の2に掲げるふぐの可食部位以外の部位並びに別表第1及び別表第1の2に掲げる種類以外のふぐで、毒性検査の結果おおむね10MU/g以下であると確認された部位を販売する場合
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて魚介類販売業、魚介類競り売り営業若しくは水産製品製造業を営む者（以下「魚介類取扱い許可営業者」という。）又は同法第57条第1項の営業の届出をした営業者であつて、あらかじめ包装された丸ふぐを仕入れてそのまま販売する営業者（以下「包装丸ふぐ取扱い届出営業者」という。）が第5第2項のふぐ営業届出済証が交付されたふぐ営業を営む者又は魚介類取扱い許可営業者（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行う魚介類販売業又は魚介類競り売り営業を営む者を含む。）若しくは包装丸ふぐ取扱い届出営業者に販売する場合

(ふぐ取扱い等の制限)

第4 ふぐ処理者は、ふぐ処理所以外の場所において、販売の用に供する目的で丸ふぐを調理し、又は加工してはならない。

2 ふぐ処理者以外の者は、販売の用に供する目的で丸ふぐを調理し、又は加工してはならない。ただし、ふぐ処理者の立会いのもとにその指示を受けて従事する場合は、この限りではない。

(ふぐ営業の届出等)

第5 ふぐ営業を営もうとする者は、ふぐ営業届出書（様式第1号）を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、ふぐ営業届出書を受理したときは、ふぐ営業届出済証（様式第2号）を交付するものとする。

3 ふぐ営業を営むものは、ふぐ営業届出済証を営業所の消費者に見やすい場所に掲示しなければならない。

4 届出済証を交付された者は、届出済証を破損し、又は忘失したときは、ふぐ営業届出済証再交付申請書（様式第3号）を保健所長に提出し、届出済証の再交付を受けることができる。

5 ふぐ営業を営む者は、ふぐ営業届出書に記載した事項を変更し、又はふぐ営業を廃止したときは、速やかにふぐ営業届出事項変更届（様式第4号）又はふぐ営業廃止届（様式第5号）を保健所長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第6 ふぐ処理者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 知事が必要と認めるときは、知事が行う講習を受けること。

(2) 原料ふぐの選別は厳重に行い、魚体のすべてが有毒なふぐ及び種類の不明なふぐを確実に排除すること。

(3) ふぐの有毒部位の除去は、的確に行うとともに、除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないよう一定の容器に施錠して保管し、焼却等公衆衛生上支障のない方法により確実に処分すること。

(4) 有毒部位の除去に使用した包丁、まな板等の器具は、流水で十分洗浄すること。

(5) ふぐの凍結又は解凍は、次のとおり行うこと。

ア 凍結は、内臓を除去した後、急速凍結による方法で行い、グレーズを十分にかけること。

イ 凍結後の保管は、-18度以下の一定の温度で行うこと。

ウ 解凍は、流水等を用いて速やかに行うこと。

エ 解凍後は、直ちに調理又は加工を行い、再凍結は行わないこと。

(6) 取り扱うふぐについて、その種類、仕入年月日、仕入先及び取扱量を、除去した有毒部位について、処分した年月日及び方法並びに廃棄量を記録し、その記録を1年間保存すること。

2 ふぐ販売者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふぐ処理者によるふぐの処理を伴うふぐの販売を行う場合は、前項各号に掲げる事項

(2) 取り扱うふぐについて、その種類、仕入年月日、仕入先、取扱量、販売年月日及び販売先を有毒なふぐ又は不明なふぐとして排除した年月日及び方法並びに廃棄量を記録し、その記録を1年間保存すること。

（表示）

第7 みがきふぐ及びふぐ加工品等については、平成22年9月10日消食表第326号消費者庁次長通知「フグ加工品等の表示について」の規定に基づき表示するものとする

る。

2 標準和名については、別表第2に掲げるものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成11年長野市告示第93号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則 (平成26年長野市告示第674号)

この要綱は、平成26年11月5日から施行する。

附 則 (令和3年9月24日長野市告示第531号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長野市フグ取扱指導要綱第2第3号に規定するフグ取扱者に該当する者は、この要綱による改正後の長野市ふぐ取扱指導要綱第2第3号に規定するふぐ処理者に該当する者とみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

#### 別表第1

処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び部位

科 名	種類 (種名)	部 位		
		筋 肉	皮	精 巢
フ グ 科	クサフグ	○	—	—
	コモンフグ	○	—	—
	ヒガンフグ	○	—	—
	ショウサイフグ	○	—	○
	マフグ	○	—	○
	メフグ	○	—	○
	アカメフグ	○	—	○
	トラフグ	○	○	○
	カラス	○	○	○
	シマフグ	○	○	○
	ゴマフグ	○	—	○
	カナフグ	○	○	○
	シロサバフグ	○	○	○
	クロサバフグ	○	○	○
ヨリトフグ	○	○	○	

	サンサイフグ	○	—	—
ハリセンボン科	イシガキフグ	○	○	○
	ハリセンボン	○	○	○
	ヒトヅラハリセンボン	○	○	○
	ネズミフグ	○	○	○
ハコフグ科	ハコフグ	○	—	○

注1 本表は、有毒魚介類に関する検討委員会における検討結果に基づき作成したものであり、ここに掲載されていないフグであっても、今後、鑑別法及び毒性が明らかになれば追加することもある。

2 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるフグに適用する。ただし、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグについては、適用しない。

3 ○は可食部位

4 まれに、いわゆる両性フグといわれる雌雄同体のフグが見られることがあり、この場合の生殖巣は、全て有毒部位とする。

5 筋肉には骨を、皮にはヒレを含む。

6 フグは、トラフグとカラスの中間種のような個体が出現することがあるので、これらのフグについては、両種とも○の部位のみを可食部位とする。

#### 別表第1の2

処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び可食部位  
(漁獲海域が限定されているもの。)

科名	種類 (種名)	可食部位
フグ科	ナシフグ (有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。)	筋肉
	ナシフグ (有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。)	精巣

注1 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。

ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

イ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

ウ 熊本県天草上島恵比寿鼻から大矢野岳に至る直線

エ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

2 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

3 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県土居町仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県の境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面で漁獲されたものをいう。

4 筋肉には骨を含む。

別表第2

1	標準和名	トラフグ (フグ科)
	学名	Fugu rubripes rubripes(Temminck & Schlegel) 又はTakifugu rubripes(Temminck & Schlegel)
	地方名 A	トラフグ (札幌市) トラフグ、クマフグ (金沢市) トラフグ (東京都) トラ、シロ (京都市) シロ、トラフグ (大阪市) シロ、テツ、トラフグ (神戸市) トラフグ (広島市) ホンフグ、トラフグ (境港市) ホンフグ、シロ、モンフク (徳山市) モンブク、トラフグ、マフグ (高知市) シロ、ホンフグ (下関市) ダイマル、シロマル、シロフグ、ホンフグ (北九州市) トラフグ、モンフグ (宮崎市) トラフグ (枕崎市) トラフグ (青森市) トラフグ、シロ (仙台市) トラフグ、シロフグ (名古屋市) シロ、ホンフグ (萩市) トラフグ (福岡市) モンフグ (長崎市) フグ、マフグ、ダイマル (大分市) クマサカ (浜田市) トラフグ、トラ (鹿児島)
地方名 B	イカフグ (富山、浜田) イガフグ (富山県一般、石見浜田) オオフク (備前児島郡呼松) オオフグ (岡山、香川) オオブク (岡山、広島、香川県木田郡庵治、讃州本多郡庵治) オヤマフグ (和歌山県、和歌浦、田辺、白崎、武州羽田) カンバ (有明海) キタマクラ (高知市) クマサカ (男鹿) クマサカフグ (新潟県石地) クマタカフグ (秋田県象潟) クロ (豊後杵築) クロモンフグ (別府) ケシフグ (豊前中津) ゲンカイフグ (下関、大分県長洲、宍粟、玄海) ドジラフグ (福岡県柳河、有明海) トラフグ (神奈川県三崎、紀州串本、塩屋、周参見、有明海、江ノ島、寺泊、東京) フク (能生、福岡、下関) フグ (能生、有明海) フクツトウ (浦戸) フクト (高知) ホンフグ (別府、下関) マグロ (浦戸) マフグ (下関、広島、明石) モンツキ (下関) モンブク (高知) モンフグ (高知、別府) モンブク (別府、高知、玄海)	
2	標準和名	カラス (フグ科)
	学名	Fugu rubripes chinensis(Abe) 又はTakifugu chinensis(Abe)
	地方名 A	ガートラ (札幌市) ガトラ (東京都) カラス、クロ (京都市) クロ、カラス (大阪市) クロ、カラス (神戸市) ヒゲグロ (広島市) ホンフグ、トラフグ (境港市) ガー、クロ、カラス (徳山市) カラス (高知市) クロ、ガーブク (下関市) クロ、ガーブク (萩市) ダイマル、クロマル、ホンフグ、ガータロ (北九州市) カラスフグ、クロ、ガトラ (仙台市) カラスフグ、クロフグ (名古屋市) カラス (福岡市) クロモンフグ (長崎市) フグ、ダイマル (大分市)
地方名 B	ナメラフグ (秋田県象潟)	
3	標準和名	マフグ (フグ科)
	学名	Fugu vermiculare porphyreum(Temminck & Schlegel) 又はTakifugu porphyreus(Temminck & Schlegel)
	地方名 A	ナメラフグ、マフグ (札幌市) マフグ、ナメラ (金沢市) ナメラフグ (東京都) ナメラ (京都市) ナメラ (大阪市) ナメラ (神戸市) ナメタフグ (広島市) ナメタ、ナメラフグ (境港市) ナメラ、ナメット (徳山市) ナメラ、ナメタ (下関市) ナメラ、ナメタ (北九州市) ナメラ (青森市) ナメフグ (仙台市) ナゴヤフグ (名古屋) ナメタ (萩市) ナメラフグ (福岡市) ナメラ (長崎市) ナメタ (浜田市)
地方名 B	クロフグ (小名浜) ショウサイ (東京) ナメタロウ (ナメタロオ) (島根) ナメラ (下関、東京) ナメラフグ (下関) ナラメ (東京) フグ (玄海) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) マフグ (神奈川県三崎) メアカ (御瀬瀬、高知市) メイジョ (メイジョ) (越後、新潟) モンツキ (広島県賀茂郡)	
4	標準和名	シマフグ (フグ科)
	学名	Fugu xanthopterum(Temminck & Schlegel) 又はTakifugu xanthopterus(Temminck & Schlegel)
	地方名 A	シマフグ (東京都) シマフグ (京都市) シマフグ (大阪市) キタマクラ、シマフグ (神戸市) サバフグ、ゲイシャフグ (徳山市) シマフグ、キタマクラ (高知市) シマフグ、オテラ、オマン、キタマクラ (下関市) シマフグ、アオフグ、アオマル (北九州市) シマフグ (仙台市) シマフグ、オテラ、オマン、キタマクラ (萩市) シマフグ (福岡市) シマフグ (長崎市) キタマクラ (大分市) シマフグ (名古屋)
地方名 B	アカメフグ (柳河、中島、有明海) オヤマ (明石) オヤマフグ (和歌山市雑賀崎、和歌山県南部、鳥羽) カンバ (有明海) ゲンカイフグ (須崎、玄海) サバフグ (広島、明石) シマフグ (富山県東岩瀬、新湊、水見、寺泊、象潟) スゲフグ (長崎) トラフグ (有明海、柳河)	
5	標準和名	ショウサイフグ (フグ科)
	学名	Fugu vermiculare vermiculare(Temminck & Schlegel) 又はTakifugu vermicularis snyderi(Abe)
	地方名 A	ショウサイフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤ、ショウサイ (大阪市) ナゴヤ (神戸市) ナゴヤ、ナゴヤフグ (徳山市) ナゴヤ (下関市) モフグ、ナゴヤ (北九州市) メアカフグ (青森市) シオサイフグ (仙台市) ナゴヤ (萩市) ショウサイ (福岡市) ナゴヤ (長崎市) ナゴヤフグ、コマル (大分市) ナゴヤ (浜田市)
地方名 B	アオシバ (房州高の島) イソフグ (宍粟) カマヤフグ (鳥羽) ガンバ (長崎) ガンバチ (長崎) ゴマフグ (東京) コメフグ (秋田県象潟) シホサイフグ (紀州各地) シホサエフグ (紀州各地) ショウサイフグ (ショウサイフグ、シオサイフグ) (大阪、東京、江ノ島) ショウサイフグ (シオサイフグ) (志摩国浜島) シワブク (讃岐国香川郡雄雄島村) スズメフグ (熊本) スズメフグ (熊本、新潟、福岡県柳河、有明海) チャンフグト (鹿児島) チンチンフグ (島根、石見浜、田唐鐘村) ドクフグ (長崎) ナゴヤフグ (三崎、泉州岸和田、伊予国宇和島、石見浜田、玄海、下関) ナゴヤブク (広島県) フク (滑川、高知、小野田、熊本) フグ (熊本、小名浜、越後、新発田、有明海) フクツトオ (高知浦戸) フクト (土佐柏島、香岐、浦戸) フグト (鹿児島、和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) マガンバ (長崎) マフグ (熊本県、富山県) マフグ (小名浜、肥後国天草郡牛深、富山、東京、有明海) マメフグ (越後) モフグ (福井県) モブク (福井)	
6	標準和名	ナシフグ (フグ科)
	学名	Fugu vermiculare radiatum(Temminck & Schlegel) 又はTakifugu vermicularis(Temminck & Schlegel)
	地方名 A	ナシフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤ (大阪市) スナフグ、ナゴヤ (下関市) コマル、ナゴヤ (北九州市) ナゴヤフグ、ショウサイフグ (名古屋) ナゴヤフグ (福岡)
地方名 B	ショウサイフグ (東京) ナジブク (柳河) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜)	

7	標準和名	コモンフグ (フグ科)	
	学名	Fugu poecilonotum(Temminck & Schlegel) Takifugu poecilonotus(Temminck & Schlegel)	又は
	地方名 A	コメフグ (金沢市) コモンフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤフグ (高知市) ナゴヤ (下関市) コマル、ナゴヤ、ヒガンフグ、モフグ (北九州市) ナゴヤフグ (名古屋市) ナゴヤ (大阪市) コモンフグ (福岡市) ナゴヤ (長崎市)	
地方名 B	カンバ (有明海) ギシフグ (伊予川之江) ギンブク (広島県賀茂郡、佐伯郡) コメフグ (富山県新湊、東岩瀬) コモンフグ (相模三崎、玄海) ダイコンフグ (玄海、志賀島) ナヅフグ (松島) ヒガンフグ (三崎) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) ホシフグト (鹿児島) メアカフグ (宮崎県)		
8	標準和名	ヒガンフグ (フグ科)	
	学名	Fugu pardale(Temminck & Schlegel) Takifugu pardalis(Temminck & Schlegel)	又は
	地方名 A	ヒガンフグ (札幌市) アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市) アカメフグ (境港市) モブク (徳山市) コウヨシ、ヒガンフグ (下関市) ヒガンフグ、モフグ (北九州市) ナメラ (青森市) アカメ (仙台市) ナゴヤ (神戸市) ヒガンフグ (福岡市)	
地方名 B	アカフグ (富山県水見) アカメ (館山、天草、東京) アカメフグ (東京、房州館山、肥後天草、陸前渡ノ波、男鹿、白浜) オンビキ (播磨明石地方、明石) サンガツフグ (松島) チンチンフグ (石見那賀郡浜田) トラフグ (富山県魚津、長崎、秋田県象潟) ナゴヤフグ (三崎、淡路) ナメラフグ (玄海) ヒガンフグ (相模三崎、福岡県柳河、下関、玄海、江ノ島) ヒガンブク (志賀島、寺泊) ヒンガンフグ (三崎、相州三崎) マフグ (三崎、浅虫、天草、有明海、陸奥浅虫、肥後天草、相州三崎) メアカフグ (伊豆) モチダブク (広島県賀茂郡) モブク (讃岐雌雄島、小野田) モブク (広島県) モンバフグ (但馬浜坂) ヨリトフグ (三重県、相模三崎)		
9	標準和名	クサフグ (フグ科)	
	学名	Fugu niphobles(Jordan & Snyder) 又はTakifugu niphobles(Jordan & Snyder)	
	地方名 A	クサフグ (東京都) アカメフグ (神戸市) アカメフグ (境港市) シャジャブク、スナブク、イソフク (徳山市) スナフグ、ハマフグ、チーチーブク (下関市) コマル、クサフグ、スナフグ (北九州市) クサフグ (青森市) ハマフク (萩市) クサフグ (福岡市)	
地方名 B	アカメフグ (島根) カンバ (有明海) ギンフグ (富山) クサフグ (三崎、江ノ島) サメ (富山) ショウサイフグ (シヨオサイフグ) (三崎、鳥羽) ジンブク (佐渡ヶ島) スズメフグ (天草、有明海) スナフグ (広島) スナブク (広島県) チイチイフグ (山口) ナシフグ (有明海) ハマフグ (下関) フク (富山県) フグ (浜名湖) フクツウ (高知市) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) マメフグ (長崎五島) メアカフグ (静浦)		
10	標準和名	ゴマフグ (フグ科)	
	学名	Fugu stictonotum(Temminck & Schlegel) Takifugu stictonotus(Temminck & Schlegel)	又は
	地方名 A	ゴマフグ (札幌市) サメフグ、サバフグ (金沢市) ゴマフグ (東京都) ゴマ (大阪市) ギンナン、サバフグ (神戸市) ゴマ (徳山市) サバフグ (下関市) ゴマフグ、サバフグ (北九州市) サバフク (萩市) ゴマフグ (福岡市) サバフグ (浜田市)	
地方名 B	サバフグ (東京、下関、秋田県象潟) サフグ (東北地方) サワフク (富山県) フグト (雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜)		
11	標準和名	アカメフグ (フグ科)	
	学名	Fugu chrysops(Hilgendorf)	
	地方名 A	アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市) アカメフグ (境港市) モブク (徳山市)	
地方名 B	アカフグ (志摩御座村) アカメ (高知) アカメフグ (相模三崎、玄海、江ノ島) オキフグ (紀州白崎、辰ヶ浜) ヒガンフグ (下関) メアカ (紀州白崎、瀬戸、二木島、辰ヶ浜) メアカフグ (紀州塩屋)		
12	標準和名	ムシフグ (フグ科)	
	学名	Fugu exascurum(Jordan & Snyder)	
地方名 B	コモンフグ (三崎) ナゴヤフグ (三崎)		
13	標準和名	メフグ (フグ科)	
	学名	Fugu ocellatus obscurum(Abe)又はTakifugu obscurum(Abe)	
14	標準和名	シロサバフグ (フグ科)	
	学名	Lagocephalus sp Abe, Tabeta & Kitahama	又はLagocephalus wheeleri
地方名 A	ギンフグ (金沢市) サバフグ (東京都) サバフグ (名古屋市) サバフグ (京都市) サバフグ (大阪市) ギンフグ (神戸市) ギンフグ (高知市) キンフグ、カナフグ (境港市) ギロ、ギンフグ (徳山市) カナフグ (萩市 (越ヶ浜)) ギロ、カナト、ギンフグ (下関市) カナト、シロカナト、ホンカナト、キンカナト (北九州市) シロサバフグ (福岡市) サバフグ (長崎市) カナト、ギンフグ (大分市) キンフグ (宮崎市) キンフグ、サバフグ (枕崎市) チャンブク、サバフグ、キンブク (鹿児島市) キンフグ (浜田市)		

15	標準和名	クロサバフグ (フグ科)
	学名	Lagocephalus gloveri Abe & Tabeta
	地方名 A	サバフグ (大阪市) サバフグ (高知市) ギロ、アオカナト、アオマル (下関市) カナト、クロカナト、アオカナト (北九州市) アオフグ (宮崎市) クロサバフグ (福岡市) カナト (大分市) チャンプク、サバフグ、クロ (鹿児島市) チャンプク、サバフグ、クロ (枕崎市)
地方名 B	(シロサバフグも含む) カナト (玄海、下関) カナトウ (志賀島) キタマクラ (長崎) キロフグ (広島) キロブク (広島県佐伯郡、広島市) キンカンバ (長崎) キンガンバ (長崎) キンキュウ (キンキュウ) (丹波宮津、宮津) キンフグ (玄海、有明海) キンブク (福井県、長崎県、熊本県三角、有明海) ギンフグ (新潟) ギンフグ (東京、三崎、高知、室戸、長崎、肥後天草郡牛深、下関、鳥羽) ギンブク (高知、室戸、石川県宇出津、長崎県、御豊瀬、広島県賀茂郡、三角、福井、有明海) ギンブク (福井、長崎、三角、柳河、有明海) キンフグト (鹿児島) ギンフグト (鹿児島) クロフグ (長崎) コガネ (銚子) サバフグ (富山県東岩瀬、紀州各地、静岡、長崎、玄海、和歌山県) サバフグ (高知県宿毛、須崎、江ノ島、寺泊) サンキュウ (サンキュウ) (宮津) シオサイフグ (志摩国鳥羽) ショウサイフグ (シヨオサイフグ) (鳥羽) ドクフグ (大村湾) メアカフグ (須崎) ワタルフグ (富山県東岩瀬)	
16	標準和名	カナフグ (フグ科)
	学名	Lagocephalus laevigatus inermis(Temminck & Schlegel) 又はLagocephalus inermis(Temminck & Schlegel)
	地方名 A	カナフグ (東京都) ギンフグ (広島市) キンフグ、カナフグ (境港市) キタマクラ (高知市) ギロ、キタマクラ (下関市) カナフグ (北九州市) カナフグ (福岡市)
地方名 B	アラフグト (鹿児島) カナフグ (房州高の島、東京、玄海) カナブク (長崎) キタマクラ (長崎) ギロオ (伊予波止浜) タカトオフグ (三崎) ヨリトフグ (三崎)	
17	標準和名	ヨリトフグ (フグ科)
	学名	Liosaccus pachygaster(M ller & Troschel) 又はSphoeroides pachygaster(M ller & Troschel)
	地方名 A	ヨリトフグ (東京都) ヨリトフグ (北九州市) ミズフグ (大分市)
地方名 B	チョウチンフグ (愛知県三谷) デデフグ (小田原) ミズフグ (沼津)	
18	標準和名	クマサカフグ (フグ科)
	学名	Lagocephalus lagocephalus oceanicus Jordan & Evermann
	地方名 B	クマサカフグ (新潟県寺泊)
19	標準和名	ホシフグ (フグ科)
学名	Boesemanichthys firmamentum(Temminck & Schlegel)	
20	標準和名	サザナミフグ (フグ科)
学名	Tetraodon hispidus Linnaeus	
21	標準和名	モヨウフグ (フグ科)
学名	Tetraodon stellatus Bloch & Schneider	
地方名 B	キタマクラ (高知市、下関)	
22	標準和名	シロアミフグ (フグ科)
学名	Tetraodon alboreticulatus Tanaka	
23	標準和名	イシガキフグ (ハリセンボン科)
学名	Chilomycterus affinis G nther	
地方名 B	イガフグ (辰ヶ浜、田辺、下関) イシガキフグ (三崎、江ノ島) イバラフグ (周参見、田辺) コンペ (越後、新潟) チョウチンフグ (白浜) トーアバター (沖縄) バラフグ (高知県沖ノ島) バラフクト (高知県沖ノ島) ハリフグ (塩屋、白崎)	
24	標準和名	ハリセンボン (ハリセンボン科)
	学名	Diodon holacanthus Linnaeus
	地方名 B	アバス (奄美) イガフグ (小野田、下関) イバラフグ (富山県魚津、四方、新湊、富山) イラフグ (須崎、安芸、室戸、土佐、高知) イラブク (高知県須崎、安芸、室戸) イラブクト (土佐 須崎、高知) カセフグ (宮古湾) カゼフグ (宮古湾) スズメフグ (福井県高浜) バラフグ (高知、千葉県高島、三崎) バラブク (伊予、愛媛、高知) バラフクト (高知、土佐柏島) バラブクト (高知) ハリオ (ハリヲ) (越後、新潟) ハリセンボ (越後、新潟) ハリセンボン (相模三崎、富山県生地、東岩瀬、富山、江ノ島、寺泊、秋田県象潟) ハリフク (富山県) ハリフグ (茨城県大津、紀州各地、和歌山、鳥羽) ハリブク (広島県)
25	標準和名	ヒトヅラハリセンボン (ハリセンボン科)
学名	Diodon liturosus Shaw	
地方名 A	ハリセンボン (金沢市) ハリセンボン (名古屋市) ハリセンボン、チョウチンフグ (高知市) シジュウフグ (境港市) ハリフグ、イゲフグ (北九州市)	
26	標準和名	ネズミフグ (ハリセンボン科)
	学名	Diodon hystrix Linnaeus
	地方名 B	イノーアバサー (沖縄)
27	標準和名	ハコフグ (ハコフグ科)
	学名	Ostracion cubicus Linnaeus
	地方名 B	ウミスズメ (白崎) カクフグ (高知県安芸) キツネ (富山県新湊) コウコウフグ (玄海) コウゴウフグ (広島県賀茂郡) コウゴウブク (志賀島) コウゴウラ (和泉地方) コウボウフグ (小野田) ゴオゴオフグ (広島県賀茂郡) コボオフグ (小野田) コゴウオ (コゴウラ) (和歌山県田辺、塩屋、辰ヶ浜) ゴコウオ (高知) コゴメフグ (高知) コゴメフグ (高知) コブク (富山県東岩瀬) コンゴウフグ (柏島) シュウリ (シュウリ) (和歌山県、紀州鉛山、周参見、串本、西向、木ノ本、二木島) シュウレ (シュウレ) (太地) スッポ (スツポ) (鹿児島) セキフグ (鹿児島) ハコシュウリ (ハコシュウリ) (紀州木ノ本) ハコシュウレイ (ハコシュウレイ) (和深) ハコフグ (神奈川県三崎、東京、下関、室戸、江ノ島、寺泊) ハコマクラ (和歌山県雑賀崎) マクライオ (有明海) マックワバク (沖縄) モチゴメブク (宿毛) モチゴメユオ (高知県須崎) モモシュウリ (尾鷲) ヨメジョウフグ (津屋崎)
28	標準和名	サンサイフグ
	学名	Fugu flavidus(Li,WANG & Wang) 又はTakifugu flavidus(Li,Wang & Wang)
	地方名	イロモノ、モフグ、ウグイス、アカボシフグ、コウライフグ

- 注1) 標準和名及び学名は、シロサバフグ及びクロサバフグを除き、「日本産魚名大辞典」（日本魚類学会編）又は「原色魚類検索図鑑」（北隆館）に基づくものであり、シロサバフグ及びクロサバフグは、現在までの研究報告を基に、厚生労働省が置く有毒魚介類に関する検討委員会において検討した結果に基づくものである。
- 2) 学名において、命名者の括弧書は、命名後に属名などの変更があったことを示す。
  - 3) 地方名Aは、山口県下関水産事務局の調査結果に基づく名称であり、卸売市場で使用されるもので、下線部は最もよく使用されるものである。
  - 4) 地方名Bは、「日本産魚名大辞典」に基づくものである。この場合において、クロサバフグの地方名Bには、シロサバフグの地方名も含まれているため、この欄に地名の記載のあるところにあつては、昭和57年10月22日環乳第68号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知「ドクサバフグについて」の規定に基づき、シロサバフグかクロサバフグかの確認を行っておく必要がある。

様式第1号（第5関係）

ふぐ営業届出書

年 月 日

（宛先）長野市保健所長

住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
連 絡 先（電話）

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名

ふぐ営業を営むので、長野市ふぐ取扱指導要綱第5第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 営業の種類
- 4 資格者

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
認 定 証 番 号		
認 定 登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日

県外で登録等を行ったものにあつては、県登録番号及び登録年月日

添付書類

- 1 営業所の平面図（ふぐ処理所は、赤線で図示すること。）及び付近の見取り図
- 2 ふぐ処理者等の資格を証する書類の写し
- 3 食品営業許可書の写し

# ふぐ営業届出済証



長野市指令 保食第 号

営業所名	
ふぐ処理者の氏名	

長野市保健所長

様式第3号(第5関係)

ふぐ営業届出済証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 長野市保健所長

住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
連 絡 先 (電話)

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名

長野市ふぐ取扱指導要綱第5第4項の規定により、ふぐ営業届出済証の再交付を申請します。

- 1 営業所所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 ふぐ処理者の氏名
- 4 破損又は亡失した理由

添付書類 破損した場合は、破損したふぐ営業届出済証

様式第4号（第5関係）

ふぐ営業届出事項変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市保健所長

住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
連 絡 先（電話）

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名

ふぐ営業届出書に記載した事項を変更したので、長野市ふぐ取扱指導要綱第5第5項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 届出済証交付番号
- 4 変更の内容  
（変更前）  
（変更後）
- 5 変更の理由
- 6 変更年月日 年 月 日

添付書類

- 1 ふぐ営業届出済証
- 2 ふぐ処理者の変更の場合は、資格を証する書類の写し

様式第5号(第5関係)

ふぐ営業廃止届出書

年 月 日

(宛先) 長野市保健所長

住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
連 絡 先 (電話)

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名

ふぐ営業を廃止したので、長野市ふぐ取扱指導要綱第5第5項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号
- 3 届出済証交付番号
- 4 廃止の理由
- 5 廃止年月日 年 月 日

添付書類 ふぐ営業届出済証